

その営業、

許可がいるかも!?

店舗内で調理行為(※)をし、
お客さんに飲食物を提供する場合、
保健所で営業許可を取得する
必要があります。

調理行為とは…飲食に最も適するように
手を加えて、そのまま摂取しうる状態にすること。
(例)加温、加熱、小分け、盛り付けなど

※ **出前食品の取次ぎ**にも許可が必要です。

中野区保健所 食品衛生担当

TEL **03-3382-6664**

相談
無料

※ 住宅宿泊事業(民泊)で飲食の提供をされる方は、**必ず**事前にご相談ください。